

## ○大府市環境配慮型マットレス購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水平リサイクルが可能なマットレスの普及啓発を図り、持続可能な循環型社会の実現を図ること及びスプリングマットレスの処理に要する経費を削減することを目的として、予算の範囲内において交付する大府市環境配慮型マットレス購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マットレス 寝具の用に供するものとして製造されたマットレスをいう。
- (2) 水平リサイクル 既に使用された製品を原材料の全部又は一部として、新たに当該製品と同種の品を製造することをいう。

(補助金の交付対象となるマットレス)

第3条 補助金の交付の対象となるマットレス（以下「補助対象マットレス」という。）は、水平リサイクルの原材料とすることができるマットレスとして市長が指定したものであるとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象マットレスを購入した者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付を申請する日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 補助対象マットレスの購入時において、市内においてマットレスを保有し、かつ、当該マットレスについて、当該補助対象マットレスを販売した者又は製造した者による無償での引取りを受けたこと。
- (3) 市長が指定する店舗で補助対象マットレスを購入していること。
- (4) 大府市暴力団排除条例（平成23年大府市条例第21号）に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者であること。
- (5) 申請者が属する世帯に、大府市税の滞納がないこと。
- (6) 前号までの要件に虚偽があったことが市から補助金の交付を受けた後に判明した場合は、市に対して、補助金を返還することについて了承すること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象マットレスの購入費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象マットレスの購入価格の100分の15の額（1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額）とし、30,000円を限度とする。

(補助金の交付回数)

第7条 補助金の交付回数は、1世帯当たり当該世帯に属する者の数を限度とする。

(交付の申請及び実績報告)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象マットレスの購入日の属する年度の3月31日(同日が市役所の閉庁日に当たるときは直前の開庁日)までに大府市環境配慮型マットレス購入費補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式。以下「交付申請書兼実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 代金の支払手続が完了したこと及び第4条第2号に規定する無償での引取りが行われたことを証する書類(領収書、納品書、引取り証明書等)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第9条 市長は、交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該決定に必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、前2項の規定により補助金の交付を決定したとき、及び当該決定に条件を付したときは、大府市環境配慮型マットレス購入費補助金交付決定通知書(第2号様式)により、通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の支払先の口座情報が分かる書類を添えて、速やかに大府市環境配慮型マットレス購入費補助金交付請求書(第3号様式)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の返還を決定したときは、補助金の返還を請求するものとする。

(検査等)

第13条 市長は、交付決定者に対して、補助対象マットレスの購入、使用等に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた申請は、この要綱の失効後も、なお従前の例による。